

令和3年7月14日

各位

学校法人滋慶コミュニケーションアート
理事長 近藤 雅臣
常務理事 竹本 雅信

京都医健専門学校潜水事故調査委員会設置に関するお知らせ

令和2年9月2日、当法人が運営する京都医健専門学校（以下「当校」といいます。）のスポーツ科学科スポーツビジネスコースに在学中の学生である伊藤駿希さんが、同学科のスクーバダイビング実習の履修として、福井県南条郡南越前町において潜水行動中、溺水状態でインストラクターによって発見され、その後、搬送先の病院において死亡が確認された事故（以下「本件事故」といいます。）が発生しました。

伊藤駿希さんのご冥福をお祈りするとともに、ご遺族や関係者の皆様には心からお悔やみ申し上げます。

当法人は、本件事故について、京都医健専門学校潜水事故調査委員会（以下「本委員会」といいます。）を以下のとおり設置いたしましたので、お知らせします。

1 本委員会の目的について

当法人は、学生が死亡するという本件事故の重大性に鑑み、その原因を真摯に解明するとともに、関係者の本件事故に関する疑問にできる限り答えることを目指し、多角的な視点から事故に至る過程について調査を行い、事故原因を解明・検証するとともに、学校の安全管理体制及び再発防止策につき具体的な提言を得るべく、今般、文部科学省「学校事故対応に関する指針」に基づく調査委員会として、本委員会を設置しました。

2 本委員会の所掌事務

- ① 当校内及び当校外における事実を含め、本件事故に至る事実経過を検証すること。
- ② 当校の教職員及び当校の委嘱を受けたダイビングスクール等の本件事故関係者による安全研修等の実施、事故防止策の策定、安全管理体制の整備、危機管理の体制及びその他学生に対する具体的な指導状況（以下「本件安全管理体制等」といいます。）を検証すること。

- ③ ①及び②によって明らかになった事実を踏まえ、本件事故と本件安全管理体制等との関連性及び本件事故の原因を検証すること。
- ④ ①乃至③によって明らかになった事実を踏まえ、当校の本件事故前後における対応の適切性について検証すること。
- ⑤ ①乃至④によって明らかになった事実経過及びこれに対する考察を踏まえ、今後の再発防止に関する提言を行うこと。
- ⑥ ①乃至⑤について、本件事故のご遺族に対する報告を行うこと。

3 本委員会の委員

委員長：織田 貴 昭 弁護士法人三宅法律事務所弁護士

委員：鈴木 信 哉 医療法人鉄蕉会亀田総合病院救命救急科部長
医師

委員：山口 孝 治 学校法人佛教教育学園佛教大学
教育学部学部長教育学科教授

委員：野澤 徹 一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会
安全事業部（DAN JAPAN）主任研究員

委員：井戸 謙 一 井戸謙一法律事務所弁護士

各委員と当法人及び本件事故の関係者との間には、直接の人間関係又は特別の利害関係はありません。

4 本委員会の活動期間

令和3年7月14日から本委員会の目的を達成する日まで。

5 今後の対応について

当法人は、当校の教職員及び事務職員を含め、本委員会の調査に全面的に協力いたします。

また、当法人は、本委員会から調査にかかる報告書の提出を受けた後、速やかに、その内容を適切に公表する予定です。

以上